杉 並 \overline{X} 心 身 障 害 者 の 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 及 び 杉 並 X ひ ح IJ 親 家 庭 等

の 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 ഗ 部 を 改 正 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 +年 月 +六 日

提 出 者

 $\overline{\times}$ 長

杉

Щ

並

田

宏

障 成 害 に 関 者 す の 医 る 条 療 例 費 ത の 助 成 部 に を 関 改 す 正 る す 条 る 例 条 例 昭 和 四 + 八

年

杉

亚

 $\overline{\mathbf{X}}$

条

例

第

十 六

号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

第

条

杉

並

X

心

身

杉

並

 \overline{X}

心

身

障

害

者

の

医

療

費

の

助

成

に

関

す

る

条

例

及

び

杉

並

X

ひ

ح

1)

親

家

庭

等

の

医

療

費

の

助

 \neg 医 第 \equiv 条 第 頂 第 兀 号 中 老 人 保 健 法 を 高

_

鮗

者

の

医

療

の

確

保

に

関

す

る

法

律

_

に

改

療 を 療 養 の 給 付 に め る。

第 + 項 中 老 人 保 健 に 法 第二十

七 条 第 頂 ഗ _

第 + 七 条 の 七

に

規

定

す

る

高

額

医

療

費

を

_

第

五

+

六

条

第

号

に

規

定

す

る

高

額

老

人 医

療

受

給

対

象

者

を

後

期

高

齡

者

医

療

の

被

保

険

八

条

第

項

の

を

高

낡

者

の

医

療

の

確

保

に

関

す

る

に _

 \neg 老 人 保 健

_

+

八

条

第

項

各

号

_

を

_

高

欰

者

の

医

療

の

確

保

に

関

す

る

法

法 第

+ 七 条 第 項 各 号

律

第

六

療

養

費

者

_

に

法

律

第

六

第

兀

条

_

第

条

杉

改

亚 $\overline{\mathsf{X}}$ ひ

に

لح IJ め

親 家 庭

る

等 の 医 療 費 の 助 成 に 関

る

す 条 例 $\overline{}$ 平 成 元 年

杉

亚

 $\overline{\mathsf{X}}$

条

例

第

Ξ 号 $\overline{}$ の — 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

改 定 に + す め 高 第 \neg る 八 る 龄 五 老 者 条 条 高 人 第 額 の 第 医 医 医 項 療 療 療 項 各 受 費 の 中 号 ᆫ 給 確 _ _ を 対 保 老 に を \neg 象 人 _ 第 関 者 保 _ す 五 高 健 + る 낡 を 法 六 法 者 _ 条 律 の 後 昭 医 第 期 和 _ 療 高 昭 五 号 和 龄 の + 確 に 者 五 七 + 規 保 医 年 七 に 定 療 法 年 関 す の 律 法 す る 被 第 る 保 律 高 八 第 法 額 険 + 者 律 八 療 号) + _ 第 養 号 に、 費 六 第 + 七 第 に + 六 条 第 八 第 + + \neg 条 七 老 七 第 条 条 項 人 各 保 の 第 号 健 七 項 _ 法 に 項 に 第 規 を

第 六 第 + 七 七 条 条 の に 第 改 め 項 中 る ¬ 老 人 保 健 法 第 + 八 条 を 高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法

律

附則

こ の 条 例 は 平 成 + 年 四 月 日 か 5 施 行 す る

提案理由)

老 人 保 健 法 の 部 が 改 正 さ れ た こ ۲ に 伴 11 所 要 の 規 定 の 整 備 を 义 る 必 要 が あ る。

3 略 五 略	付を受けることができる間則で定める者を除く。) 当該療養の給	療養の給付を受けることができる者(規和五十七年法律第八十号)の規定による	四善高齢者の医療の確保に関する法律(昭一〜三善略	に定める期間は、対象者としない。ずれかに該当する者は、それぞれ当該各号	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい第三条 略	(対象者)	新条例	第一条による改正(杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)
3 五略略	̄を受けることができる間則で定める者を除く。) 当該医療	医療・・・を受けることができる者(規和五十七年法律第八十号)の規定による	四老人保健法(昭一)(四	に定める期間は、対象者としない。ずれかに該当する者は、それぞれ当該各号	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい 第三条 略	(対象者)		

医療費の助成に関杉並区心身障害者

す の る 医

· 条 療 例 費

の の 助

部 成 を に

改 関

以正する条例及

新び

旧杉対並

照表区ひとり親家庭

等の

助 成 の 範 井

第 て 兀 玉 条 民 健 \overline{X} 康 は 保 険 対 法 象 そ 者 の の 他 疾 の 病 法 又 令 は 負 の 規 傷 定 に に つ け ょ しし

1) 医 療 に 関 す る 給 付 が 行 わ れ た 場 合 に お

る 額 医 療 費 健 康 保 険 ഗ 療 養 に 要 す る 費 用

令 の の 算 規 定 定 方 に 法 基 に づ ょ き つ こ 7 れ 算 لح 定 異 さ な れ た る 算 額 定 $\overline{}$ 当 方

に 法 ょ る こ ح لح さ れ て L١ る 場 合 に お L١ て

は

に

法

法

該

額

の

る

1)

超

そ

該

え

る の 額 算 を 定 除 方 **<** 法 に 以 ょ 下 つ 同 7 算 じ 0 定 $\overline{}$ さ れ の う た ち 額 当 を

玉 令 民 の 健 規 康 定 保 に ょ 険 法 つ に て ょ 対 る 象 世 者 帯 又 主 は 若 対 象 b < 者 は に 健 係

る

康

法

え

そ

被 保 保 険 険 法 者 そ 大 の 正 他 + こ _ n 年 に 法 準 律 ず 第 る 七 者 + が 号 負 \smile に 担 す ょ

る

う。 ベ き 額 か 5 以 下 高 낡 対 者 象 0 医 者 療 等 の 負 確 担 保 額 に 関 لح す る L١

 \neg

定 法 法 律 に L 規 た 第 定 六 す 部 + る 負 七 条 後 担 期 金 第 高 に 頂 낡 相 当 者 の 医 す 規 療 る 定 額 の の 被 そ 例 保 に の ょ 険 他 者 1) ഗ が 算 同

> 助 成 の 範 囲

第 兀 条 X は 対 象 者 の 疾 病

て 玉 民 健 康 保 険 法 そ の 他 の 法 又 令 は の 負 規 傷 定 に

に

ょ

つ

11

医 医 療 療 費 に 関 健 す 康 る 保 給 険 付 の が 療 行 養 わ に れ 要 た す 場 る 合 費 に 用 お け

の 算 定 方 法 に ょ つ て 算 定 さ れ た 額 当 該 の

令 の 規 定 に 基 づ き こ れ لح 異 な る 算 定 方 法

ょ る こ لح لح さ れ て 11 る 場 合 に お 61 て は

る の 額 算 を 定 方 除 **<** 法 に 以 ょ つ 下 同 て 算 じ 定 さ の れ う た ち 額 当 を 該 超

令 の 規 定 に ょ つ て 対 象 者 $\overline{}$ 又 は 対 象 者 に 係

保 玉 民 健 康 保 険 法 に ょ る 世 帯 主 若 し < は ょ 健

保 険 険 法 者 そ 大 の 正 他 + こ _ 年 れ に 法 準 律 ず 第 る 七 者 + 号 が 負 担 に す

康

る

法

か 5 老 人 保 健 法 第 + 八 条 第 項

規 定 の 例 に ょ 1) 算

の

う。

ベ

ㅎ

額

以

下

対

象

者

等

負

担

額

لح

L١

る 被

規 た 定 す 部 る 負 老 担 金 医 に 療 相 当 受 給 す る 対 額 象 者 そ の 他 **ഗ** が 同

法

に

定

L

- 2 -

う。 に 生 事 養 法 れ 院 事 分 律 た 計 下 で 六 後 を 第 お 条 期 に つ _ 活 費 令 定 る 除 時 療 額 療 て L١ 場 第 生 応 六 生 療 養 に 0 め 高 < 養 $\overline{}$ じ + 活 活 は て を 養 標 係 規 る 合 龄 費 以 に 当 七 控 号 者 療 費 準 る 定 額 療 に 下 該 条 高 除 養 に 負 食 に $\overline{}$ 相 に 医 養 係 に 各 第 標 当 龄 部 U 係 担 事 ょ 及 規 療 相 費 る 믕 者 た 準 る 1) び す 定 当 に 食 負 額 療 の 部 _ 生 す に 項 担 額 負 養 負 玉 る 被 す 係 事 の 負 各 を 担 活 لح 標 担 場 る 保 る 定 医 金 民 る 療 担 等 助 準 生 め 号 療 額 療 11 す 健 合 高 険 額 養 金 う 相 養 ベ 者 活 標 る に の 成 負 康 に 額 等 当 す 割 掲 確 لح 標 担 き 保 あ 療 が 同 療 準 相 合 げ 保 額 る 61 準 $\overline{)}$ 額 険 つ 養 法 養 負 λ 当 に る う 負 又 院 法 て 費 標 担 に の $\overline{}$ 同 に 額 関 こ 以 そ 準 か 場 算 担 は 時 を 法 規 額 は _ か 合 す 定 の 額 食 の 支 第 定 又 λ 下 負 لح 場 規 給 五 す る に の 院 事 他 担 は わ の \neg 5 X 法 当 合 合 以 療 則 さ +L١ 時 食 の る 額 λ

同

法

の

規

定

に

ょ

1)

負

担

す

ベ

ㅎ

額

 $\overline{}$

λ

院

畤

食

う。 た に 下 生 事 養 法 で れ 条 を 院 事 同 計 老 つ お 令 除 額 _ 活 療 費 定 る の 人 時 療 法 て 11 場 医 生 生 療 養 に の め 七 < 養 **ത** て 合 活 は を 活 養 標 係 規 る に 療 費 規 以 規 受 控 費 準 に に 下 療 る 定 額 療 定 給 除 養 に 食 に \smile 相 養 係 に 老 負 定 に 当 部 標 す 費 人 L 係 担 事 ょ 及 対 相 る ょ 保 負 た 準 る 額 療 1) び す る 象 当 に 食 1) 部 _ 担 額 負 生 玉 る 者 事 健 養 負 高 す 係 負 負 担 لح 場 法 金 を 活 標 担 民 額 る る 療 担 担 等 助 準 合 生 第 額 療 11 す 健 医 額 養 す 金 う。 活 相 成 養 負 ベ 標 ベ 康 に 療 $\overline{}$ 等 + 当 す لح 標 担 き 費 が 準 保 あ 同 療 ㅎ 相 る。 準 $\overline{}$ 額 11 額 つ 法 養 負 八 λ 険 額 当 条 の う 負 又 $\overline{}$ 院 法 て 同 に 標 担 額 第 算 こ 担 は 以 時 そ は を 法 規 準 額 λ 定 の 額 λ 下 食 の 支 第 定 又 院 負 頂 場 لح 院 規 給 + す は 畤 に **ഗ** 事 他 担 \neg 当 各 合 11 合 以 時 食 療 の 則 さ 七 る 額 食 λ

分 号 に 応 じ 当 該 各 号 に 定 め る に 掲 割 合 げ に る か 場 か 合 の わ 5 \overline{X}

び 3 略
する。

う。 準 る 定 額 ΓI に 養 係 る 法 る 康 相 医 に 負 七 ベ に 規 費 後 担 条 律 被 保 食 \smile 当 相 る ょ 負 療 ㅎ 当 抇 定 食 期 第 保 事 ょ 及 す **ത** に 1) 金 険 額 1) す す 額 療 び 被 係 事 負 高 に 昭 か 険 法 る 養 る 保 る 齢 和 5 者 負 玉 る 療 担 相 項 場 以 当 大 لح 標 担 民 高 険 額 生 養 す 者 の 五 そ 合 下 準 す 者 標 ベ す 規 + **ത** 正 L١ 健 額 $\overline{}$ 活 医 高 に \neg う。 負 ベ 康 療 が 療 準 き 療 る 定 七 龄 他 + 同 あ 対 こ 担 き 年 保 養 法 養 負 額 の 額 の 者 つ 額 λ 費 に 担 被 そ 法 象 れ 年 険 標 例 同 0 て 又 準 院 法 を 法 規 額 λ 保 の に 律 医 に 法 $\overline{}$ 者 は 支 以 時 そ 又 院 準 は 第 定 負 険 他 ょ 第 療 律 等 五 ず λ 下 食 の 給 す 担 は 畤 者 **ത** 1) 八 の 第 負 規 院 \neg 事 他 さ + る 額 食 が 算 + 確 七 λ 同 る 担 則 時 食 療 ഗ n 六 後 を 院 事 法 定 号 保 者 + 同 額 養 法 で る 条 期 が 号 生 事 除 時 療 法 に し に 定 活 療 費 令 場 第 < 生 規 た 第 関 負 \smile 高 養 の لح め 規 定 六 担 に 療 養 に **ത** 合 낡 活 費 す 号 養 標 係 規 る 者 に 定 す 部 + る 11 す に 療 ょ

> う。 ベ る 康 被 保 き 保 険 額 か 険 法 5 者 $\overline{}$ 以 そ 大 下 の 老 正 \neg 人 他 + 対 こ 保 — 年 健 象 れ 法 に 法 者 準 律 等 ず 昭 第 負 和 七 る 担 + 五 者 額 号 + が \smile 七 負 لح 担 に 年 ょ

に 養 係 に る 律 負 相 費 老 担 第 る ょ 当 1) 金 に 食 人 八 す 事 医 係 負 に + 号 る る 担 療 相 療 生 す 受 当 $\overline{}$ 額 養 の ベ 標 給 す 規 $\overline{}$ 活 第 同 療 準 き 対 る 定 + 法 養 負 額 額 象 の 担 者 に 標 そ 例 八 $\overline{}$ 規 準 条 額 λ の に 定 負 又 院 ょ 第 他 す は 1) 担 時 の 項 る 額 食 が 算 λ 同 老 を 院 事 同 法 定 人 除 時 療 法 に L 医 < 生 養 の 規 た 規 定 療 活 費 受 療 に 定 す 部 法 11 す

準 る 定 額 相 給 定 食 に $\overline{}$ 当 す 対 負 ょ 担 事 及 す る 象 療 1) び 者 額 高 る 養 負 玉 額 場 標 لح 担 民 医 合 準 す L١ 健 療 に う。 負 ベ 康 費 が あ 担 き 保 つ 額 λ 険 同 て 又 院 法 を 法 $\overline{}$ は 以 そ 支 は 時 第 給 + 下 λ 食 の 規 院 七 \neg 事 他 さ 則 条 時 食 療 **ത** れ で 生 事 養 法 る の 費 令 定 場 七 活 療 め 合 療 養 に **ത** に 規 養 標 係 規 る に

該 条 除 下 費 高 療 号 各 第 部 낡 し 養 に 標 に 号 者 た 負 係 定 項 準 に の 担 額 部 る め 各 金 を 定 医 負 負 生 る め 号 療 等 助 担 担 活 割 る 額 に の 相 成 金 療 合 割 掲 確 当 す 等 養 を ۲ 合 げ 保 額 る 相 標 乗 る に 当 L١ 準 に ഗ こ う。 ず 算 か 場 関 額 負 _ 合 す 定 担 る か の لح に る $\overline{}$ も わ の 場 額 当 5 X 法 合 L١ の の う لح ず 分 律 た に 合 以 す に 第 つ お 下 計 $\overline{}$ る 応 六 て 11 額 同

て

を

控

以

は

_ 部 負 担 金 等 相 当 額 等 の 支 払 方 法

2

及

び

3

略

第

七

条

の

前

条

第

頂

に

規

定

す

る

方

法

に

ょ

第

第 1) 医 項 療 費 に 規 の 定 助 す 成 る を 受 部 け 負 る 担 対 金 象 等 者 相 は 当 額 第 を 五 条

条 高 及 龄 び 者 厚 の 生 医 労 療 働 の 省 確 令 保 に **ത** 規 関 す 定 る の 例 法 に 律 第 ょ 1) 六 + 病 院 七

等 に 支 払 う も の لح す る。

2

略

除 下 療 費 部 \neg 養 に し 標 負 た 係 担 額 部 準 る 金 を 負 負 生 等 担 担 助 活 相 成 金 額 療 当 す 等 養 る ح 標 額 相 当 準 の 11 う。 算 こ 額 負 _ 定 担 の ح に 場 額 当 合 11 の $\overline{}$ う。 た に 合 以 つ お 計 下 て $\overline{}$ 額 11 \neg は て を 生 控

以

活

 \neg

生

活

人 保 健 法 第 + 八 条 第 頂 各 号

該 各 号 に 定 め る に 割 掲 合 げ に る 場 か か 合 わ の 5 X ず 分 に 応 同 頂 じ 当 第

頂

第

じ

当

+

七

老

及 び 3 略

号

に

定

め

る

割

合

を

乗

ず

る

も

の

لح

す

る

2

 $\overline{}$ 部 負 担 金 等 相 当 額 等 の 支 払 方 法

七 条 の 前 条 第 頂 に 規 定 す る 方 法 に

_ 医 項 療 費 に 規 の 定 助 す 成 る を 受 部 け る 負 担 対 象 金 等 者 相 は 当 第 額 を 五

条

ょ

老 人 保 健 法 第 + 八 条 第

1)

等 に 及 び 支 払 厚 う 生 も 労 の 働 لح 省 す 令 る の 規 定 の 例 に ょ 1) 病

院

略

2

- 6 -